

## ○基地周辺街路防犯灯設置費等補助要綱

昭和60年4月1日

### (総則)

第1条 基地周辺街路防犯灯の設置、建替え及び維持管理に要する費用の補助については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)等別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 基地周辺

汐入町2丁目、本町1丁目から3丁目まで及び緑が丘の全部並びに大滝町1丁目の一部で、別図に定める区域をいう。

#### (2) 基地周辺街路防犯灯

基地周辺における市民生活の安全を保持するため、終夜点灯する照明灯をいう。ただし、アーチ、ネオンサイン及び広告灯等装飾的なものは除く。

#### (3) 住民組織

第1号に定める区域内の自治会、町内会及び商店会等で、基地周辺街路防犯灯を設置し、維持管理するために組織された住民自治組織をいう。

#### (4) 設置費

基地周辺街路防犯灯を設置し、又は建替えるために必要な費用をいう。

#### (5) 管理費

基地周辺街路防犯灯に要する電気料金及び修繕料をいう。

### (補助対象)

第3条 補助の対象となる費用は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 設置費

#### (2) 管理費

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において次に掲げるとおりとする。ただし、設置費又は管理費の補助金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### (1) 設置費

設置費(この要綱に基づかないで設置に類する費用が本市又は他の団体から補助され

るときは、当該補助される費用を控除した後の費用をいう。)の2分の1とし、1基あたり10万円を限度とする。ただし、総額において300万円を超えることはできない。

(2) 管理費

電気料金(東京電力株式会社発行の請求書に記載されたワット数によるものとし、1灯につき300ワットを限度とする)及び修繕料(この要綱に基づかないで管理費に類する費用が本市又は他の団体から補助されるときは、当該補助される費用を控除した後の費用をいう。)の2分の1とする。

(申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする住民組織は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 設置費の補助を受けようとする場合

- ア 見積書
- イ 基地周辺街路防犯灯設置予定位置図
- ウ 市長が必要と認める書類

(2) 管理費の補助を受けようとする場合

- ア 電気料金については、東京電力株式会社発行の領収書(電気料金が定額の場合は、6月分(当該年度に設置したものについては、設置した月分及び翌月分)のものとする。)。なお、領収書は、確認後返還するものとする。
- イ 修繕料については、基地周辺街路防犯灯の修繕に要した費用に係る領収書
- ウ 市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるものについては、規則第5条に規定する補助金等交付決定通知書を交付する。

(実績報告書)

第7条 設置費の補助を受ける住民組織が規則第10条に規定する実績報告書を提出する場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 基地周辺街路防犯灯の設置、建替え又は修繕に要した費用に係る領収書
- (2) 基地周辺街路防犯灯設置(建替え)確定位置図

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。